



対流

Heart to Heart
2017.10

2017年10月17日発行
特定非営利活動法人
有機農業認証協会
〒564-0063
大阪府吹田市江坂町
1丁目23-19
TEL*06-6330-0823
FAX*06-6330-0735
MAIL yuukinin@apricot-open.ne.jp
HP: <http://yuukinin.org/>



つくる人、はこぶ人、たべる人。人と自然のあらたなかかわりは
農山漁村に住む人、都市に住む人。顔の見える交流(Face to Face) から
自分の居場所や立場を越えて人と人。心が響きあう 対流 (Heart to Heart) へ。

CONTENTS

1. 巻頭言
2. 事業・活動報告
3. お知らせ
4. お願い
5. その他

1. 巻頭言

オリパラ調達基準から考える有機JASの次の一歩

理事長 中塚華奈

東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「オリパラ」)のキーワードの一つに「持続可能性」があります。1994年に国際オリンピック委員会(IOC)が、「スポーツ」「文化」に「環境」を加えて、オリンピック精神の第三の柱にすることを宣言したことがきっかけとなっているようです。

来たる2020年の東京オリパラにおいても、持続可能性に配慮した運営計画が策定されています。例えば、全部で約5,000個の入賞メダルを製作する際の、原材料の金・銀・銅は携帯電話やデジカメ、パソコンなどの小型家電から取り出したリサイクル金属から調達すること。「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」と称して、2017年4月から2019年春頃まで、全国のドコモショップやプロジェクト参加自治体で回収受付を実施しているようです。ところで、メダル5,000個に対し、オリパラ開催期間中に提供される飲食数は、大会全体で約1,500万食以上、選手村では約200万食(ピーク時には30分で1万食)にもなるといわれています。この食材の調達品目に持続可能な食材として「有機食品」が指定されることが期待されていましたが、残念ながら推奨レベルに留まりました。

オリパラでの調達には、国際的に通用するサプライヤーの選択基準が採択され、経済合理性のみならず公平・公正性等に配慮して持続可能性を十分に考慮した調達を行うための4つの基本原則を満たす必要があります。

基本原則では、①供給方法(人権尊重、適正な労務管理と労働環境、公正な取引、適正な環境保全)、②採取方法や原材料(地球環境保全、資源の保全、生物多様性、人権や地域住民の生活や社会の安定、リユース品や再生資源を含む原材料

等)、③サプライチェーンへの働きかけ(トレーサビリティ及び透明性の確保)、④資源の有効活用(再使用品、リース・レンタル品、もたない精神、省エネルギー、エネルギー回収)が重視されます。その他、全般、環境、人権、労働、経済という5項目について詳細に定められた「持続可能性に関する基準」も策定され、木材、農産物、畜産物、水産物、紙、パーム油については、別途、個別の調達基準が策定されているのです。(紙とパーム油は今後策定予定のようです。)

ここで、農産物や加工食品には、日本の法令遵守で達成できる①食材の安全確保、②周辺環境や生態系との調和のとれた農業生産活動、③作業者の労働安全の確保の3点が要求事項としてあげられ、これを満たす食材として、ASIAGAP(2017年8月にJGAP Advanceから改称)やGLOBAL G.A.Pの認定品、農林水産省作成の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した GAP に基づいた生産品、もしくは組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けたもの、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けているものであることが、必要条件となりました。

有機JAS規格で定められている生産基準と認定の技術的基準での要求事項には、オリパラの調達コードで求められている「人権や労働」をはじめとするいくつかの事項が確認項目に存在しないので、そもそも条件を満たせないのです。

先日、JGAP協会さんに聞き取り調査にお伺いしましたところ、GAPも有機JAS制度も、一定の確認項目を生産者が実践していることを第三者によって確認するシステムとしては、大きく違いはないようです。有機JAS制度で確認する項目に、オプションとしてオリパラの調達コードの要求事項を満たす項目を追加する等、別物としてではなく融合させる方向で、認定事業者の負担をなるべく軽減し、一つの手続きで有機JASもGAPも取得できるよう検討していく必要があるように思います。

2.事業・活動報告

★有機JAS登録認定機関協議会総会（7/27:神戸）

協議会としての活動はあまり取り組めていませんが、メールリストを活用して様々な情報交換等を行っています。今回の総会では役員改選があり、会長が鹿児島県有機農業協会、副会長がおおいた有機農業研究会、事務局が熊本県有機農業研究会に決まりました。（岡田）

★平成28年度有機食品等登録認定機関連絡会議（7/27-28:神戸）

農林水産省が主催して毎年開催される会議です。FAMICがすべての認定機関に対して行う事業所調査の結果報告や、法律や規格の改正についての解説などですが、毎回参加機関より様々な質問が出ますので、それを少しご紹介します。質疑応答（回答は農水省又はFAMICの担当者）

Q1：衛生管理会社が、自社のパンフレットに「有機JAS適合資材」と表記した資材を掲載しており、FAMICに確認したら適合資材ではなかった

A1:JAS法では規制できない。景品表示法で対応できるかもしれない。

Q2：慣行栽培の種ショウガを植えて、収穫の際その種ショウガも新ショウガと同様に格付することの可否

A2:「格付できる」ということで考え方を整理した。

※これは2年前から当協会より問い合わせしていたものでようやく結論が出されました

Q3：法律名や「認定」を「認証」に修正するのはいつからか

A3:法律施行後だが、規程類に関しては直ちに改訂せよ、ということではない。

しかし「認定証」などは施行後はすぐに改定する必要がある。

※今年6月の国会でJAS法が改正され、法律名が変わり、これまで「認定」と表記されていた部分が「認証」になりました。

Q4：小分け業者関連で「格付表示担当者の営業部門からの独立」「小分け場所ごとの認定」「加工業者が小分けができないこと」について見直してほしい

A4:チャレンジします。

Q5：EUへ輸出する加工食品の原材料についての条件を、EUから日本へ輸出する場合と同じにしてほしい

A5:現在交渉中

※EUからの輸入品については、原材料の原産国に条件はありませんが、EUへ輸出する場合原材料の原産国に、「国産または日本と同等性のある国」という条件があります。

Q6：今回、同等性の協議に関する報告がなかったが

A6:本来、交渉中の事項についての情報は開示しないものであり、これまでが異例だった。

Q7：肥料等資材の適合性確認に相当の時間を費やしているが、肥料メーカーに原材料を偽装されたらどうしようもない。農水省でしっかり監督してもらいたい。

A7:肥料を担当している部局と話している。

（岡田）

有機JAS講習会

個別講習会:8/29

出張講習会:8/3(福岡県)

9/11(滋賀県)

9/13(山口県)

10/14(青森県)



★事務局認定業務ほか

*判定委員会(7/24、7/28、8/23、9/29)

新規調査6件(有機農産物の生産行程管理者3件、加工食品の生産行程管理者1件、小分け業者2件)、年次調査29件(有機農産物の生産行程管理者8件、有機加工食品の生産行程管理者12件、小分け業者8件、輸入業者1件)の他に追加ほ場が3件でした。

*理事会(8/22)

2017年度第3回の理事会が開催され、業務報告が行われました。今年度新しく理事に就任した岩田さんが初めて理事会に参加されいつもの理事会に新鮮な風を運んでくれました。

議事の中では年次調査の進捗の遅れが問題になり、対策をとることとなりました。



★勉強会「農林水産省GAPガイドラインについて」(8/21:東京)

前回のおさらい

6月に続いてGAPに関する勉強会の第2弾。今回の講師は農林水産省生産局農業環境対策課GAP推進グループ課長補佐(生産行程管理版担当)の近藤勝臣氏。

前回の勉強会では、「GAPをする(取り組む)」ことと「GAP認証を取得する」ことは別であって、「認証を取得する」というのはちょうどJAS制度のように資格要件を満たした機関に申請し、審査を受けないといけません。しかし、「取り組む」というのは認証を取得する必要はありません。ただし、取り組んでいることを第三者機関によって確認されなければならないということになっています。この点について前回は「都道府県が主体となってGAP指導員を育成し、確認を行う」となっていると報告しました。

「第三者機関」に民間は参入できるのか?

しかし、この日の説明を聞いているとそのあたりがどうもあいまいだったので、「例えばその第三者機関には、我々のような民間の機関もなれるのか?」と質問したところ、「それはまだはっきりと決まっていない。今年度中には決まるはずである」という回答でした。何とも言えませんが、参入の余地があるかもしれません。

この日の話は上述した部分以外には新たな情報はなく、例によってプリントされたパワーポイントの資料を読み上げるだけに終わりました。(岡田)



新規事業者紹介

株式会社東山ベジフル(大阪府)

株式会社東山ベジフルは、大阪府八尾市と鹿児島県鹿児島市にほ場を持つ有機じゃがいも、有機にんじんなど有機野菜の生産行程管理者です。ずいぶん離れた場所ですが、メインの生産は鹿児島で、大阪は営業拠点も兼ねているとのことでした。中心メンバーのお二人は20代と30代でこれからどんどん規模を増やしていきたいと意欲的でした。

いばら農園(京都府)

いばら農園は京都府八幡市で有機米を生産する生産行程管理者です。今回認証を取得されたのは4筆78aですが、有機ほ場と同様の管理をしているほ場がほかに200aほどあり、今後順次追加申請をしたいとのことでした。育苗培土は購入資材も使用されますが、ほ場には外部からの資材は一切投入せずにこれまで20年近く営農してこられました。

3.お知らせ

★農水省より ~不適合資材についてのお知らせ

農水省より下記のとおり、有機農産物の日本農林規格で使用することができない資材であることが判明した旨が報告されました。当協会事業者の皆さまのご使用はありませんでしたが今後も資材をご使用になる際は十分にご確認の上ご使用されますようお願いいたします。

日付	製造会社	県名	資材名	内容
7/5	株式会社エバーグリーン	愛媛県大洲市	グリーンパーク堆肥	汚泥を原料にした
7/7	北海道有機農材株式会社	北海道千歳市	発酵鶏ふん、アニマルマスター、アニマルマスター1号、アニマルマスター2号、アニマルマスター3号、NEWパケイトン 他	H28.4に不適合と判断された肥料の一部を再利用
7/24	南魚沼広域有機センター	新潟県南魚沼市	うしのたいひ	化学的に合成された凝集促進材が混入
	米倉有機資源センター	新潟県新発田市	米倉1号	
	板山有機資源センター	新潟県新発田市	板山1号	
	梶川有機資源センター	新潟県新発田市	加治川2号	
7/28	魚沼市有機センター	新潟県魚沼市	魚沼ロマン有機堆肥	
7/31	朝日有機センター	新潟県村上市	あさひっこ	

輸入事業者のみなさまへ

★JAS 規格の英語版が更新されました

H29年3月に改正のあった有機JAS規格について英語版の更新が行われました。ご活用ください。 ○こちらです ↓

http://www.maff.go.jp/e/policies/standard/jas/specific/criteria_o.html

★農林水産大臣が指定する証明書発行機関の名称及び住所の更新について

EUからの有機食品の輸入に必要な証明書を発行する機関の名称及び住所の一覧が更新されました。

○一覧はこちら ↓

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-41.pdf

証明書を確認の際にはこちら最新の表をお願いします。



★判定委員会より

廃糖蜜について

肥料及び土壌改良資材の原料として廃糖蜜が使用されるケースは少なくないのですが、その際にその廃糖蜜がJAS規格に適合しているかどうかを確認できる書類が不足していることがよくあります。特に肥料の造粒材に使用されている場合に顕著です。

廃糖蜜は、肥料の分類としては「製糖産業の副産物」となっており、製糖の原料はさとうきび及び甜菜で、甜菜を原料とする場合はそれが組み換えDNA由来でないことの確認が必要です。また、砂糖の製造工程における化学的処理の有無は問いませんが、その副産物である廃糖蜜などを取り出した後の工程については化学的処理をしていないことの確認が必要となります。

4.お願い

★2018年、年次調査を行う月についての

お願い

有機JAS制度では、前回調査日から1年を超えない間にJAS規格の基準に適合していることの確認を受ける必要があります。(原則)

現在、事業者によっては調査書類の提出の遅れ、日程調整により1年を超えての調査になっている場合があります。調査や判定委員会の件数が年末に偏る傾向にあります。このことについて先日の理事会で対応方法等を話し合いました。

解決策として、各事業者のご希望にも沿いながら、調査月をあらかじめ決めておき、それに間に合うように調査資料を提出していただくこととなりました。実際にどの月にどちらの事業者の調査に何うかについては別途お知らせし、ご確認いただきたいと思います。

円滑な有機JAS認証の業務のためにご協力をお願いいたします。

全事業者のみなさまへ

★有害動植物防除資材一覧の記入のお願い

先日9/8に上記書類の提出をメール又はFAXで依頼させていただきましたところ、3割弱の事業者から返答がありました。今後は年次調査の時に、検査員から資料回収を行っていくと思っていますので、ご協力をお願いいたします。

★有機JAS証票ご提出のお願い

現在調査前の事業者を中心に、使用されているJAS証票(および有機加工食品については一括表示も)のご提出をお願いしております。認証機関で把握すべきものとしてFAMICより指導がありますので、提出を依頼した時にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

5.その他 オーガニックマーケットご紹介

★東京
アースデイマーケット
2017/11/26(日)
よよぎ公園けやき並木

<http://www.earthdaymarket.com/>



★奈良
オーガニックマーケット

毎月最終日曜日
JR奈良駅前広場

<https://www.facebook.com/n.o.m.kodomo/>

